

中核的な広域防災拠点の必要性及び機能と必要な要件に関する論点

1 中核的な広域防災拠点の必要性に関する論点

- 1 第三回委員会での意見及びその後の追加意見を整理すると、
高次支援機能の要否
- イ 広域防災拠点のネットワーク化の強化が図られるならば高次支援機能を持つ拠点は不要。
- ロ 広域的な災害対策活動を展開するための高次支援機能を持つ拠点は必要。
合同現地対策本部の設置場所
- ハ 合同現地対策本部は設置場所をあらかじめ決めず発災後に適切な場所に設置。
- ニ 合同現地対策本部は高次支援機能を持つ拠点とは別にあらかじめ決められた場所に設置。
- ホ 合同現地対策本部は高次支援機能を持つ拠点に設置。
- となる（２～３頁参照）。
- 名古屋圏における中核的な広域防災拠点はどのようにあるべきか。

→首都圏や京阪神都市圏では、高次支援のための機能（オープンスペース）をあらかじめ用意し、そこに合同現地対策本部を設置するという考え方であり、その理由としては、現在既に高密度の土地利用が行われており、被災時になってから災害対策活動を行うための十分なオープンスペースを確保することが困難な場合が想定されるため、あらかじめ基幹的広域防災拠点としてこれを準備しておくことが不可欠である、というものである。名古屋圏では、あらかじめオープンスペースを被災地域付近に用意する必要があるのか、新たに中核的な広域防災拠点を整備する必要があるのか、ということについて議論する必要がある。

中核的な広域防災拠点の必要性に関する主な意見

高次支援機能の要否

イ 広域防災拠点のネットワーク化の強化が図られるならば高次支援機能を持つ拠点は不要。

- 中核的な広域防災拠点が本当に必要なのか疑問に思うところがある。中核的な広域防災拠点の設置よりも、各広域防災拠点のネットワーク化による対応が重要である。高次支援機能が必要だとするならば、県市が整備している防災拠点に備えるべきである。
- 各県市の防災拠点のネットワークを強化していくためには、中核的な広域防災拠点をあえて設置しないということも検討する必要がある。

ロ 広域的な災害対策活動を展開するための高次支援機能を持つ拠点は必要。

- 東海地震や東南海・南海地震は広範囲に被害が発生するおそれがあり、名古屋圏が孤立し、首都圏や京阪神都市圏等との間の連絡が取れないということも考えられる。したがって、司令塔はもちろんのこと、高次支援機能も必要である。
- 各県レベルで設置する広域防災拠点を有機的かつ効果的に連携させようとする場合、ハブ的な役割を担う拠点が必要であるが、既存の広域防災拠点にハブの役割を求めるのは無理がある。

合同現地対策本部の設置場所

ハ 合同現地対策本部は設置場所をあらかじめ決めず発災後に適切な場所に設置。

- 災害はどこで発生するか予測できないことから、合同現地対策本部は発災後に適切な場所に設置されるべきである。
- 高次支援のための拠点が名古屋市至近に設けられる場合、合同現地本部もそこに置かれるということでは十分に総合調整機能が発揮できない可能性がある。合同現地本部はあくまでも中心被災地又はその至近に設置されるべきであり、設置場所はあらかじめ限定しない方が良いと考える。
- B案を基本と考え、被災状況によってはC案のように高次支援拠点の中に置かれることもある、とするべきである。C案はあくまでB案の1パターンとして想定すべきではないか。

二 合同現地対策本部は高次支援機能を持つ拠点とは別にあらかじめ決められた場所に設置。

- 県庁等に国の出先機関（合同現地対策本部）を設置すると、情報が錯綜するおそれがある。オペレーションを実施するための司令塔の組織や体制はシンプルにしておく必要があり、合同現地対策本部を独立して設置するための中核的な広域防災拠点が必要である。
- 「中核的な広域防災拠点の機能」として、 発災時における現地の司令塔としての総合調整機能、 平時における自治体・地域住民に対する教育・訓練機能 の2点を柱として、ソフト・ハード両面の整備を進めることが適当である。その際、「広域的な災害対策活動を効果的に展開するために必要な広域防災拠点の機能」については、他の広域防災拠点と役割・機能を明確に区分するためにも削除すべきと考える。

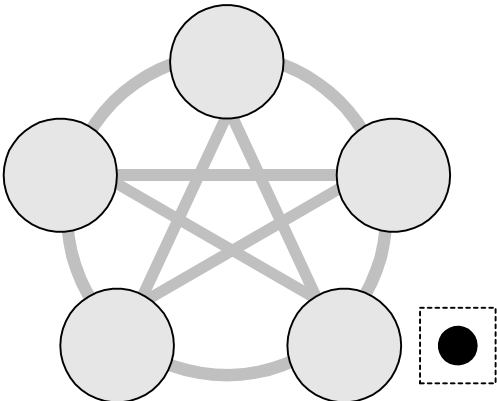
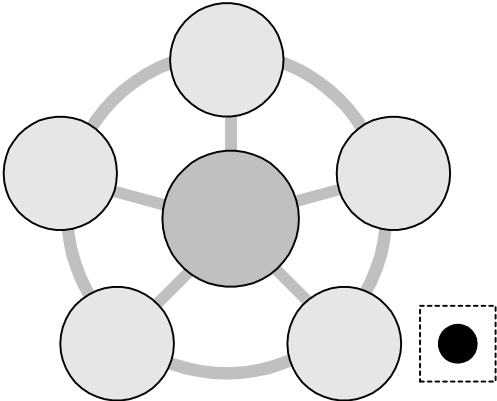
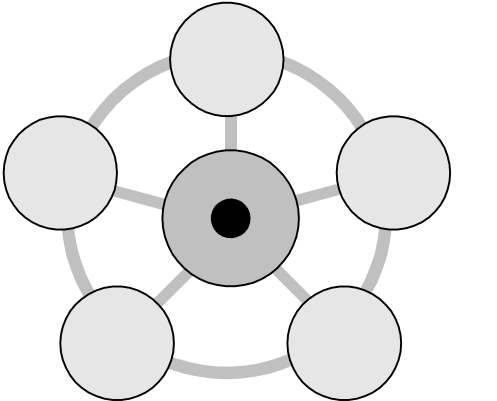
ホ 合同現地対策本部は高次支援機能を持つ拠点に設置。

- 多くの既存の防災拠点は被災地域内にあるため、バックアップの機能を有していない。また、官庁等の建物の耐震性は高くない。このようなことから、中核的な広域防災拠点に、合同現地対策本部が設置される必要がある。

その他

- 各県で整備する防災拠点に加えて、地域（名古屋圏）全体で防災に立ち向かっていくためのシンボルとして、中核的な広域防災拠点が必要であると考え。
- オペレーションの量や既存の施設等を把握しないと、現地での必要性の議論を詰めることが難しいと思う。
- 災害対応については被災地域の地方公共団体が主体的に行うこととなっているが、それだけでは足りない場合も想定されるため、中核的な広域防災拠点は必要である。合同現地対策本部が設置された場合、中核的な広域防災拠点が司令塔になるので良いと思う。
- 発災直後における初動対応が非常に重要であり、そのためにも平素における防災計画の策定、各種資機材の整備等とともに、国・自治体・国民の三者が一体となった教育・訓練が必要不可欠である。それぞれの自治体が県の枠を越えて真の危機対応の体制を確立していくためにも、調整・統制役としての国の果たすべき大きな役割がある。

■ 広域防災拠点、高次支援のための拠点及び合同現地対策本部の配置パターン

	考えられるパターン	概 要
A		○ 広域防災拠点の機能を支援するなど県境を越える広域的な災害対策活動を展開するための高次支援のための拠点を置かず、広域防災拠点の機能充実と広域防災拠点間のネットワーク化により災害に対応。 ○ 合同現地対策本部は、広域防災拠点又は別の場所に設置される。
B		○ 広域防災拠点の機能を支援するなど県境を越える広域的な災害対策活動を展開するための高次支援のための拠点を置き、それと広域防災拠点とのネットワーク化により災害に対応。 ○ 合同現地対策本部は、広域防災拠点又は別の場所に設置される。
C		○ 広域防災拠点の機能を支援するなど県境を越える広域的な災害対策活動を展開するための高次支援のための拠点を置き、それと広域防災拠点とのネットワーク化により災害に対応。 ○ 合同現地対策本部を、高次支援のための拠点に置き、「中核的な広域防災拠点」とする。

凡例：

- 広域防災拠点
- 合同現地対策本部
- 県境を越える広域的な災害対策活動を展開するための高次支援のための拠点
- 県境を越える広域的な災害対策活動を展開するための高次支援のための拠点に合同現地対策本部を設置＝「中核的な広域防災拠点」

資料：名古屋圏広域防災ネットワーク整備・連携方策検討委員会（第三回）委員会資料より

2 中核的な広域防災拠点の機能と必要な要件に関する論点

2 論点 1 において中核的な広域防災拠点の必要性やあり方が結論づけられた場合、高次支援機能、総合調整機能、については、以下のように整理されるがこれで良いか。また、これらに加え、平常時における機能として以下が考えられるが、付け加えるべき機能はあるか。

高次支援機能

広域防災拠点の機能である、救援物資の中継・分配機能、広域支援部隊の一次集結・ベースキャンプ機能、海外からの支援物資・人員の受入れ機能、災害医療支援機能、物資等の備蓄機能、の全て又は一部を有することによって、広域防災拠点を支援するなど県境を越える広域的な災害対策活動を展開する。

総合調整機能

○ 合同現地対策本部の設置

大規模地震災害等の発生直後において、災害情報の集約・分析、広域支援に関する情報の集約及び物資・人員の配分調整、後方医療機関及び広域搬送手段の確保・配分調整等を円滑かつ迅速に実施するために、国の現地対策本部、被災県市及び指定公共機関等の責任者からなる合同現地対策本部として、災害情報を集約・分析し、県境を越える被災地全体に関わる広域的な災害対策活動の総合調整を行う。

自発的支援活動との連携・調整と活動支援を図る上で、NPOやボランティア団体のリーダーやコーディネーターとの連携も重要である

平常時における利用

中核的な広域防災拠点の利用は平常時の方が圧倒的に長いことから、平常時において、市民の防災意識の向上、市民の憩いの場としての利用、防災機関等の訓練・研修のための防災教育・訓練、NPO・ボランティアの活動支援、研究開発等に利用されることも考えられる。

3 高次支援機能を持つ拠点として中核的な広域防災拠点が置かれる場合、必要な要件は以下 が考えられるが、付け加えるべき要件、又は、不要な要件はあるか。また、総合調整機能を持つ拠点として中核的な広域防災拠点が置かれる場合、必要な要件は以下 が考えられるが、付け加えるべき要件、又は、不要な要件はあるか。

高次支援機能

- 広域交通ネットワークとの連携が図られ、可能な限り多様な交通手段を確保する。
- 広域的な災害対策活動の展開に必要な情報を共有化できるよう、情報・通信設備を確保する。
- 災害時における施設運営に必要な電気、水等を確保する。
- 大規模地震災害等による甚大な被害の危険性がある場合は必要な措置により安全性を確保する。
- その他、単独の広域防災拠点では対応が困難な場合における高次支援機能として、広域防災拠点の機能から導かれる必要な要件を満たすこと。

総合調整機能

- 発災時において国及び被災県市等の関係機関の非常参集が行えるようにする。
- 甚大な被害が発生する可能性が高い稠密な市街地の広がりとの近接性を確保する。
- 発生場所が異なる大規模地震災害等に対応するよう、多方面へ災害対策活動が可能となるようにする。
- 広域的な災害対策活動の展開に必要な情報を集約・発信・共有化できるよう、情報・通信設備を確保する。
- 災害時における施設運営に必要な電気、水等を確保する。
- 大規模地震災害等による甚大な被害の危険性がある場合は必要な措置により安全性を確保する。